

写

環 管 - 749
平成26年10月20日

株式会社 A-WIND ENERGY
代表取締役 千田邦宏様

秋田県知事 佐竹敬久



(仮称)潟上海岸における風力発電事業に係る
環境影響評価計画段階環境配慮書について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 事業実施想定区域の周辺には、既設及び計画中の風力発電事業が存在することから、これら事業との複合的な環境影響を考慮し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業実施想定区域の周辺には、社会福祉施設等の配慮が必要な施設や住居が存在することから、これら施設等への影響を回避・低減するよう配慮するとともに、事業計画を具体化する過程において、地域住民の理解を得るよう努めること。
また、事業計画の具体化の過程における検討内容を方法書以降の図書に記載すること。

2 個別的事項

(1) 動物

渡り鳥に関する既存の調査が十分ではないことから、事業実施想定区域における鳥類の調査を詳細に行うとともに、専門家等の意見を聞いた上で、鳥類に対する影響を適切に予測・評価すること。

(2) 植物

事業実施想定区域の保安林においては、松くい虫防除対策事業等が行われていることから、伐採を最小限とすることや伐採時期を考慮すること等、保安林機能の保全に配慮した事業計画とすること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

FAX 018-860-3881